

被災者支援の現状について

- (1) 被災者に対する避難・住まい提供の流れ
- (2) それぞれの制度・取組の現状

内閣府(防災担当)
令和4年5月19日

(1) 被災者に対する避難・住まい提供の流れ

被災者に対する避難・住まいの提供の流れ

避難世帯等

避難所等
での避難

ホテル・
旅館等

在宅避難

住まいの確保
が必要な
想定戸数の
算出

応急的な住まいの確保

賃貸型
応急住宅

建設型
応急住宅

公営住宅等

恒久的な住まいの確保

- ★自力での再建・補修等を支援
- ★災害公営住宅の提供

避難所の設置・運営等

- 災害発生直後の地域の避難生活の拠点として、
 - ・ 災害情報、生活・医療に関する情報・サービスの提供
 - ・ 食料・飲料水等の物資の提供
 などが行われる。
 また、高齢者や障害者など通常の避難生活に配慮が必要な方は福祉避難所も利用可能。
- 感染症対策を徹底する観点から、各自治体においてホテル・旅館等や研修所等も避難所として利用可能。
 利用可能なホテル・旅館などについては自治体から示される。
- 在宅で避難生活をしている方でも、
 - ・ 避難所で配布する物資（食料、飲料水、ミルク、おむつ、生理用品など）
 - ・ 簡易な日用品（タオル、歯ブラシ、石鹸など）
 - ・ 「住まい」や「生活」に関する情報・相談などを受けることができる。
- 救護所では、赤十字やDMATにおける簡易な医療サービスや心のケアを受けることが可能である。
 （重篤な場合は災害拠点病院などに搬送することとなる。）

応急的な住まいの確保

- 応急仮設住宅は、住家が全壊等により、居住する住家がなく、自らの資力では住宅を得ることができない者に提供
- 【応急仮設住宅の種類】
- 応急仮設住宅（供与期間は原則2年）
 - ① 賃貸型応急住宅（みなし仮設）
例：民間賃貸住宅の借上げ・提供
 - ② 建設型応急住宅
例：プレハブ住宅・木造住宅の建設、ムービングハウスの設置など
※ 給排水配管、電気等の接続が必要
 - ③ その他適切な方法
例：用途廃止した公営住宅の提供
- 【一時的な避難先（公的住宅の活用）】
- 公営住宅（目的外使用）、国家公務員宿舎、UR賃貸住宅の提供など

恒久的な住まいの確保

- 被災者生活再建支援金の支給
 （被災者生活再建支援法）
 基礎支援金：100万円（最大）
 加算支援金：200万円（最大）
- 被災した住宅の応急修理
 （災害救助法）
 半壊以上：655,000円以内
 準半壊：318,000円以内
- 災害援護資金の貸付
 （災害弔慰金の支給等に関する法律）
 貸付限度額：最大350万円まで
 （利率3%以内・条例）
 償還期間10年以内のうち据置期間3年
- 災害復興住宅融資
 （独）住宅金融支援機構）
 建設、購入、補修に対して低利・固定で融資
- 自力再建等が困難な被災者への災害公営住宅の整備
 （国土交通省）

(2) それぞれの制度・取組の現状

災害救助法（昭和22年10月法律第118号）の概要

※平成25年度厚生労働省から内閣府に移管。

- 「災害対策基本法」を中心に、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みの中で、「災害救助法」は、発災後の応急期における応急救助に対応するための法律である。
- 災害に対して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としている。

1. 制度概要

- (1) 災害救助法に基づく救助は、都道府県知事等の行う「法定受託事務」である。
- (2) 都道府県知事等が適用基準に該当する市町村において現に救助を必要とする者に行う。(法第2条第1項)
- ① 災害により一定数以上の住家の滅失（全壊）が生じた場合（令第1条第1項第1号～第3号）
 - ② 多数の者に生命又は身体への危害が生じ継続的な救助が必要な場合等（令第1条第1項第4号）
- (3) 災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策本部が設置され、その所管区域が告示されたときは、都道府県知事等が、当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に救助を行うことができる。(法第2条第2項)

		市町村（基礎自治体）	都道府県
救助法を適用しない場合		救助の実施主体 （基本法5条）	救助の後方支援、総合調整（基本法4条）
救助法を適用した場合	救助の実施	都道府県の補助（法13条2項）	救助の実施主体 （法2条） （救助実施の区域を除く（法2条の2））
	事務委任	事務委任を受けた救助の実施主体 （法13条1項）	救助事務の一部を市町村に委任可（法13条1項）
	費用負担	費用負担なし（法21条）	掛かった費用の最大100分の50（残りは国が負担）（法21条）

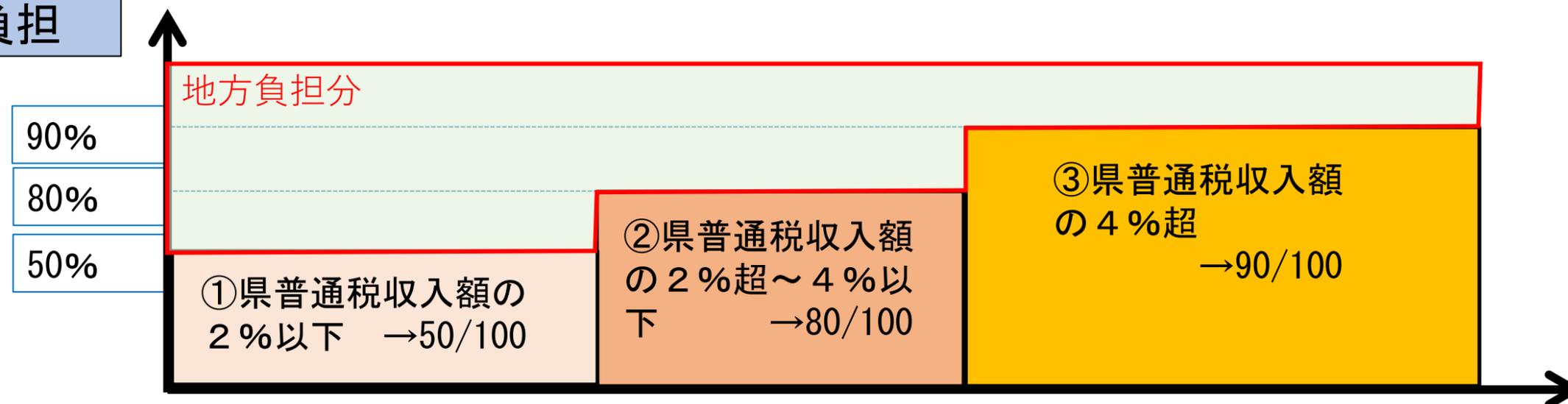
2. 救助の種類 ()は創設年度

(1) 避難所の設置 (S22~)	(5) 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与 (S22~)	(9) 学用品の給与 (S22~)
(2) 応急仮設住宅の供与 (S28~)	(6) 医療及び助産 (S22~)	(10) 埋葬 (S22~)
(3) 炊き出しその他による食品の給与 (S22~)	(7) 被災者の救出 (S28~)	(11) 死体の捜索・処理 (S34~)
(4) 飲料水の供給 (S28~)	(8) 住宅の応急修理 (S28~) ※R1に準半壊まで制度拡充	(12) 障害物の除去 (S34~)

○ **一般基準**：救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準(※)に従い、あらかじめ、都道府県知事等が、これを定める。 (※平成25年内閣府告示第228号)

○ **特別基準**：一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、特別基準(※)を定めることができる。 (※令第3条第2項)

3. 国庫負担



例：普通税収入約1000億円の自治体において、救助費用100億円が生じた場合
 国庫負担額 = ① (20億円の50%) + ② (20億円の80%) + ③ (残り60億円の90%) = 計80億円

地方交付税措置

国庫負担 5/10～9/10
 災害救助費/標準税収入の割合
 に応じて国庫負担率を嵩上げ

特別交付税措置
 災害救助費×0.4
 (地方負担額限度)

※

※特別交付税措置残の地方負担額について、災害対策債(充当率100%、後年度元利償還金57%を特別交付税により措置)を充当可能

→ 国庫負担率が6/10以上であれば、特別交付税措置と合わせ、実質的な地方負担はゼロとなる。

■避難所運営は市町村が実施。都道府県や国は災害の規模・状況に応じ支援

■全国の指定避難所数は7.9万か所（令和2年10月時点）

■避難所の生活環境はコロナ禍において大幅に改善

①安全な親戚、知人宅への避難を推奨。ホテル・旅館の活用

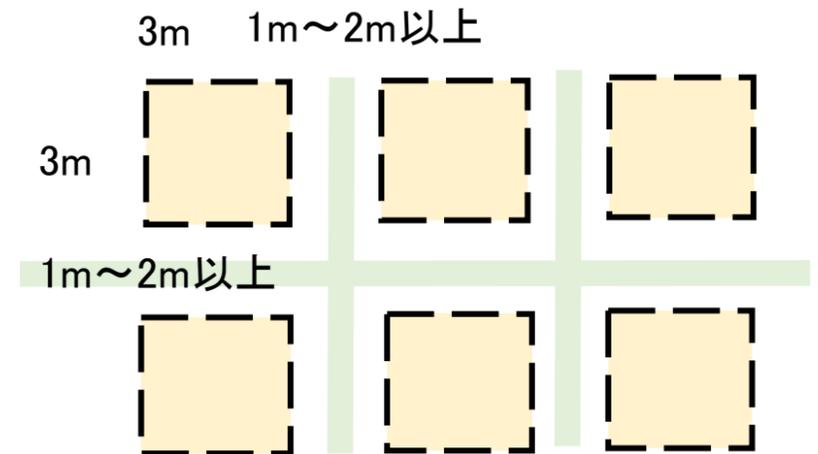
②健康やプライバシー等に配慮した避難者スペース、寝床の確保

（取組例）

[発災直後] 家族間の距離（通路）を1～2m以上あける
→避難者一人あたり面積は、自治体により異なるが、
概ねこれまでの2㎡からコロナ禍で4㎡を確保

[数日後] 段ボールベッド、パーティション等を利用

テープ等による区画表示



段ボールベッドの活用
（球磨村）



布製パーティションの活用
（人吉市）

③ コロナ対策の取組状況

- ・ 平時から、市町村に対し、マスク・消毒液の用意や、避難者スペースの十分な確保等のコロナ対策を周知
- ・ 災害時は、コロナ対策が概ね適切に取組まれていることを確認し、助言

④ 生活物資等の備蓄

- [市町村] ・ 特に発災直後に必要な食料や生活必需品等を備蓄
 - ・ 民間企業等と協定を結び、食料や生活必需品等を確保
- [都道府県] 災害規模状況に応じ、備蓄品等により市町村を支援
- [国] 大規模な災害の場合、プッシュ型支援による物資支援を実施

⑤ 財政支援等

- ・ 各種補助金等（※）による避難所の備蓄、設備等への支援制度
 - ※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、普通交付税、緊急防災・減災事業債 等
- ・ 災害救助法による国庫負担：（例）避難所の開設費用、物資等の購入、リース費用

「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等の改定（令和4年4月）

- 避難所をめぐっては、新型コロナウイルス感染症への対策、生活環境等の改善、防災機能設備等の確保、立地状況を踏まえた適切な開設、女性の視点を踏まえた避難所運営など、様々な対応が必要となっていることから、以下の取組指針等について所要の改定を行った。
 - ・ 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成25年8月（平成28年4月改定））
 - ・ 避難所運営ガイドライン（平成28年4月）
 - ・ 避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（平成28年4月）

主な改定事項

○新型コロナウイルス感染症への対策

- これまでに内閣府、消防庁、厚生労働省等が示した避難所における新型コロナウイルス感染症対策に関する通知の内容を反映。
 - ・ マスク・手指消毒等の備蓄確保、パーティション等による避難者スペースの確保、避難所の利用計画の作成、感染症の疑いのある者の部屋の確保、換気の実施、感染症患者が出た時の対応の検討、感染症対策を踏まえた避難所運営訓練の実施などを追記

○生活環境等の改善

- 近年の災害において課題となっている取組について記載。
 - ・ 避難所内で使用する毛布、シーツ等について、燃えにくい素材のものを使用するなど適切な防火対策に努めるよう追記
 - ・ 温かい食事の提供や栄養管理について、企業による弁当の提供について協定を結んでおくことを追記
 - ・ 段ボールベッド等の簡易ベッドについて、平時の準備段階から確保するものと修正
 - ・ 熱中症対策として、「のどが渇いてなくても、こまめに水分を取るよう周知すること」を追記
 - ・ 被災者の情報入手手段として、Wi-Fiの確保を追記
 - ・ 携帯電話、スマートフォンの充電手段の確保について、平時から準備するよう追記
 - ・ 避難所における管理栄養士等への相談を追記

○防災機能設備等の確保

- 「指定避難所における立地状況を踏まえた適切な開設及び防災機能設備等の強化の推進について（通知）」（令和4年1月13日、内閣府（防災担当））の内容を反映。
 - ・ 防災機能設備等（非常用発電機等、飲料水の確保対策、冷房機器、暖房機器、ガス設備等、通信設備、断水時のトイレ対策等）について、平時の充実強化及び近隣の民間事業者等との協定締結を追記
 - ・ 非常用発電機等の設置には、再生可能エネルギーを含むことを追記
 - ・ 防災機能設備等の整備状況を確認し、災害時に必要となる容量、個数などを検討することを追記

○立地状況を踏まえた適切な開設

- 「指定避難所における立地状況を踏まえた適切な開設及び防災機能設備等の強化の推進について（通知）」（令和4年1月13日、内閣府（防災担当））の内容を反映。
 - ・ 災害ハザードエリア内にやむを得ず指定避難所を指定している場合、開設する災害の種類を想定し、避難所の開設に当たっては、必要に応じて安全性を確認等することを追記
 - ・ 風水害の場合に、想定浸水水位以上の階などを避難所として開設することとする場合には、①備蓄倉庫を想定浸水水位以上の階に設置、備蓄品を想定浸水水位以上の階などに迅速に運ぶ体制を整えておくこと、②受変電設備の浸水対策（高上げ・移設）等を行うことを追記

○女性の視点を踏まえた避難所運営

- 内閣府防災担当と男女共同参画局の女性職員からの「防災女子の会からの提言」（令和3年5月17日、防災女子の会）、「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」（令和2年5月、内閣府男女共同参画局）の記載内容等を反映。
 - ・ 運営責任者に女性と男性の両方を配置、住民による自主的な運営組織への女性の参画、女性による女性用トイレや女性用更衣室等の巡回、女性による被災者のニーズの聞き取り、生理用品等の備蓄、間仕切り等によるプライバシーの確保、物干し場・更衣室等の男女別設置、安心して使用できる場所に配置等を追記

○ボランティア・NPO等の参加

- 「防災教育・周知啓発ワーキンググループ（災害ボランティアチーム）提言」（令和3年5月、内閣府）の内容を反映。
 - ・ 避難所運営委員会（仮称）や同委員会が実施する避難所運営会議にボランティアやボランティア団体等に参加を促すなど、平時から顔の見える関係を構築することなどを追記

○在宅避難者の把握

- 災害時における在宅避難者等の避難状況の把握を追記
- 在宅避難には、親戚・知人宅への避難も含まれることを追記

○トイレ対策

- 下水道施設（下水道管路や下水処理場）が被災した場合に備えた対策を追記（マンホールトイレの整備にあわせた下水道処理施設の耐震化、避難所における災害時の利用を想定した合併処理浄化槽の設置）



コロナ禍における避難スペースの設営訓練（岡山県倉敷市）



炊き出しの様子（長崎県雲仙市）



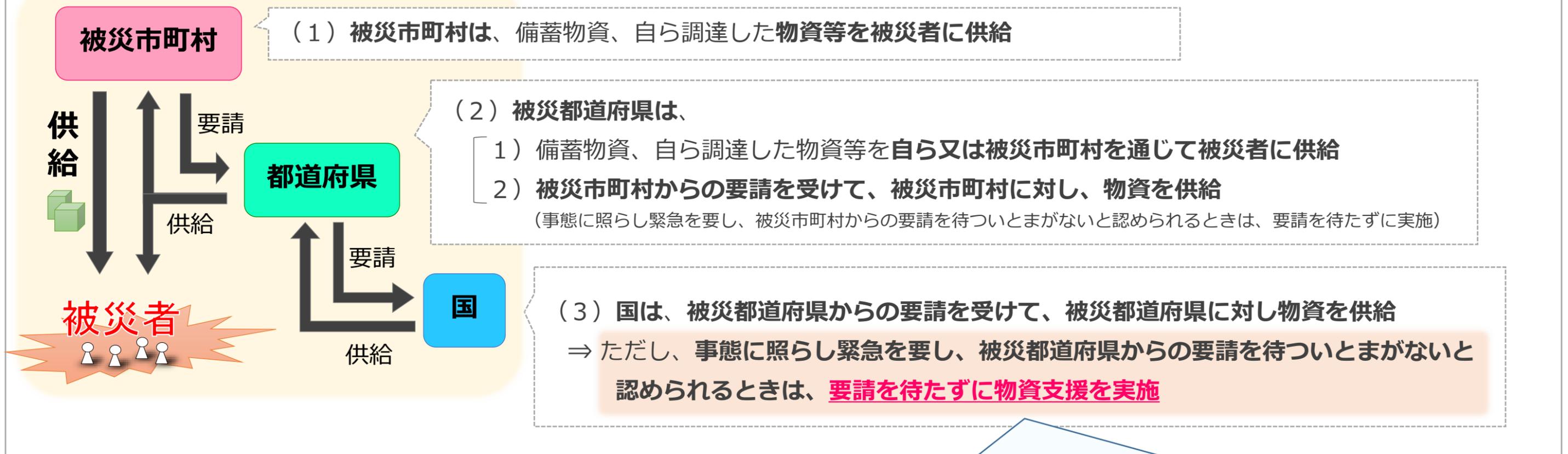
可搬型空調設備設置訓練（宮城県東松島市）



プラグインハイブリッドEVによる電源供給訓練（宮城県東松島市）

災害時の物資支援（プッシュ型支援）

物資支援スキーム



『プッシュ型支援』とは

発災当初において、**被災自治体からの具体的な要請を待たずに**必要不可欠と見込まれる物資、
いわば**被災者の命と生活環境に不可欠な必需品**を、**国が調達し被災地に緊急輸送する**もの。

(◇東日本大震災等の経験・教訓から災害対策基本法がH24に改正、平成28年熊本地震において初めて実施)

食料や乳児用ミルク、携帯・簡易トイレ、毛布、生理用品、トイレトペーパー、紙おむつ等の基本品目のほか、
避難所環境の整備に必要な段ボールベッドやパーティション、熱中症対策に不可欠な冷房機器、感染所対策に
必要なマスクや消毒液などを支援しており、その他災害の様態や被災地ニーズも踏まえて適切に支援する。

プッシュ型物資支援の標準対象品目

プッシュ型支援の対象物資は、被災者の命と生活環境に不可欠な必需品であり、以下の品目を標準品目とする。

<標準品目>

<p>○食料</p> <p>○育児、介護食品 ・乳児用粉ミルク、乳児用液体ミルク ・ベビーフード ・介護食品</p> <p>○水・飲料</p> <p>○衣類関係 (男性用、女性用、子供用) ・防寒着 ・衣類(トレーナー、Tシャツ、ズボン) ・下着類 ・くつ下 ・ストッキング ・履物(スリッパ、サンダル、靴)</p> <p>○台所・食器関係 ・紙食器 ・プラスチック食器 ・割箸 ・スプーン ・フォーク ・カセットコンロ ・カセットボンベ</p> <p>○電化製品関係(避難所で共同使用するものに限る) ・乾電池 ・延長コード ・懐中電灯 ・ランタン ・携帯用充電器(電池式) ・洗濯機 ・乾燥機 ・掃除機 ・冷蔵庫 ・冷暖房器具 ・加湿器 ・空気清浄機</p>	<p>○生活用品関係 ・シャンプー ・リンス ・洗面器 ・石けん ・ボディソープ ・歯磨き粉 ・歯ブラシ ・かみそり ・ハンドソープ</p> <p>○トイレ関係 ・携帯トイレ ・簡易トイレ ・仮設トイレ ・防臭剤 ・除菌剤 ・消臭剤</p> <p>○掃除洗濯用品 ・ゴミ袋 ・バケツ ・掃除用洗剤 ・衣料用洗剤</p> <p>○防寒具・雨具・熱中症対策用品 ・カイロ ・レインコート ・傘 ・瞬間冷却材 ・冷却シート</p> <p>○寝具・タオル関係 ・タオル ・布団 ・シーツ ・マットレス ・毛布 ・枕 ・タオルケット ・段ボールベッド(段ボール間仕切り含む) ・パーティション(布製、テント式)</p>	<p>○その他生活雑貨 ・爪切り ・マスク ・手指消毒剤 ・うがい薬</p> <p>○ペーパー類・生理用品 ・生理用品 ・ウエットティッシュ ・ウエットタオル ・ペーパータオル ・ティッシュペーパー ・トイレトペーパー ・ボディシート</p> <p>○育児、介護用品関係 ・紙おむつ(大人用/子供用) ・おしりふき ・ほ乳瓶消毒ケース ・ほ乳瓶消毒液 ・ほ乳瓶(使い捨てほ乳瓶を含む)</p> <p>○応急用品・復旧資機材関係 ・給水ポリ袋 ・給水ポリタンク ・土のう袋 ・ブルーシート ・ロープ ・ゴム手袋 ・長靴 ・防塵マスク ・防塵ゴーグル</p>
--	---	---

【令和2年7月豪雨】国による物資のプッシュ型支援の具体例

- 熊本県に対し、**約137万点の物資をプッシュ型で支援。**
- 食料・飲料はもとより、**避難所の環境改善に必要な段ボールベッド、熱中症対策に必要な冷房機器、新型コロナウイルス感染症対策に必要なパーティションや非接触型体温計**など、被災地の変化するニーズを踏まえながら、必要な物資支援を実施。

品目	数量 (到着ベース)
食料 (パックご飯、レトルト食品等)	118,679 点
飲料 (水、お茶、スポーツドリンク、野菜ジュース等)	199,554点
段ボールベッド	1,500 個
冷房機器 (クーラー、スポットクーラー)	316 台
仮設・簡易トイレ (仮設は洋式・多目的含む)	80 点
育児・介護用品 (おしりふき、おむつ、ほ乳瓶、車いす等)	5,460 点
応急資材 (土のう、防塵マスク・ゴーグル、ブルーシート等)	747,790 点
電化製品 (冷蔵庫、洗濯機、LEDランタン等)	2,968 点
その他生活用品等 (衣類、下着、寝具、生理用品、清掃用品、各種雑貨等)	271,138 点

品目	数量 (到着ベース)
布製パーティション	1,939 個
テント型パーティション	120 個
非接触型体温計・体温測定器	208 点
その他感染症対策用品 (大人・子供用マスク、消毒液、フェイスシールド等)	17,860 点

○避難所の迅速な環境改善・感染症予防に貢献



被害認定調査・罹災証明書

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（次項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。（災害対策基本法第90条の2第1項）

罹災証明書は、各種被災者支援策※の適用の判断材料として幅広く活用されている。

- ※各種被災者支援策
- | | | |
|-------|---|--------------------------------|
| 給付 | ： | 被災者生活再建支援金、義援金 等 |
| 融資 | ： | (独)住宅金融支援機構融資、災害援護資金 等 |
| 減免・猶予 | ： | 税、保険料、公共料金 等 |
| 現物給付 | ： | 災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理制度 等 |

<被災から支援措置の活用までの流れ>

被災者から市町村へ申請

被害認定調査(市町村)



罹災証明書の交付(市町村)

被害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない(一部損壊)
損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

※ 罹災証明書の統一様式

(略番号)

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	
罹災原因	年 月 日の による
被災住家 [※] の所在地	
住家 [※] の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない(一部損壊)
(追加記載事項欄②)	
<small>※住家とは、親実に居住(世帯の本拠として日常的に使用していることという。)のために使用している建築物のこと。(被災者生活再建支援法や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)</small>	
(追加記載事項欄③)	
上記のとおり、相違ないことを証明します。	
年 月 日	〇〇市町村長

各種被災者支援策の活用

災害救助法による応急仮設住宅の種類

災害救助法に基づく応急仮設住宅は、民間賃貸住宅を活用した「賃貸型応急住宅」、「建設型応急住宅」及び「その他適切な方法」によるものに分類され、応急救助の実施主体である都道府県が被災者に対して供与するものである。

応急仮設住宅については、迅速な供与が可能か、コストは適正か、仕様に問題がないか等を勘案し、地域の実情に応じて被災者に供与されることが望ましい。

1. 賃貸型応急住宅 (みなし仮設住宅)

例：民間賃貸住宅の借上げ・提供



避難所で生活されている被災者が速やかに応急仮設住宅に移っていただく観点から、民間賃貸住宅を応急仮設住宅として供与。

2. 建設型応急住宅

例：プレハブ住宅・木造住宅の建設
ムービングハウスの設置など

※ 給排水配管、電気等の接続が必要



3. その他適切な方法

例：用途廃止した公営住宅の提供

【参考事例】

令和2年7月豪雨災害において、熊本県人吉市では市営住宅の空室160戸を用途廃止の上改修（浴室の耐水・耐熱塗装、エアコン、換気扇及び浴槽・給湯器の設置、壁紙の張替え）等を行い、応急仮設住宅として供与を行った。



応急仮設住宅の供与 【建設型応急住宅】

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者	半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む（個別協議）
費用の限度額	1戸当たり平均 <u>6,285,000円</u> 以内	
住宅の規模	応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定	プレハブ業界において、単身用（6坪タイプ）、小家族用（9坪タイプ）、大家族用（12坪）の仕様が設定されていることも考慮する
集会施設の設置	おおむね50戸に1施設設置可	50戸未満でも小規模な集会施設の設置可
着工時期	災害発生の日から <u>20日</u> 以内	
救助期間	完成の日から最長2年（建築基準法85条）	「特定非常災害」の指定がある場合のみ、1年を超えない期間ごとの延長が可能

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項

- 被災者の当面の住まいの確保のため、法の対象外ではあるが、都道府県及び市町村の行政財産である公営住宅の空き住戸の目的外使用による活用も積極的に図ること。
- 高齢者等、日常生活上特別な配慮を必要とする者が複数いる場合に、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することができること。

住宅の応急修理

	大規模半壊・中規模半壊・半壊	準半壊
対 象 者	災害のため住家が大規模半壊・中規模半壊・半壊し、自らの資力では応急修理をすることができない者	災害のため住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では 応急修理をすることができない者
費用の限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、 1世帯当たり 655,000円以内	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、 1世帯当たり 318,000円以内
救 助 期 間	災害発生の日から3カ月以内に完了 (ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6カ月以内に完了)	災害発生の日から3カ月以内に完了 (ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6カ月以内に完了)

災害ケースマネジメントに関する取組

概要

- 災害ケースマネジメントは、被災者が抱える多様な課題を解決するため、一人ひとりの被災者の状況を丁寧に伺い、関係者が連携して必要な支援を行う取組。
- 2005年ハリケーン「カトリーナ」により、甚大な被害を受けた米国において災害ケースマネジメントを制度化。

日本における取組

- 日本では、東日本大震災（2011年）で被災した仙台市が初めて本格的に導入。
- 2021年には、災害対策基本法に基づく防災基本計画に災害ケースマネジメントに関連する記載を追加。
- 一方で、全国的な取組状況が十分に共有されていないことから、内閣府において、2022年3月に取組事例集を作成・公表。
- また、2022年度中に、災害ケースマネジメントの標準的な取組方法をまとめた手引書を作成・公表予定。

防災基本計画（令和3年5月修正）災害ケースマネジメント関連箇所抜粋

第2編 各災害に共通する対策編

第3章 災害復旧・復興

第4節 被災者等の生活再建等の支援

- 国〔内閣府，厚生労働省〕及び地方公共団体は，被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう，見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに，被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

災害ケースマネジメントに関する取組事例集（令和4年3月公表）の概要

○ 自治体の中には、既に災害ケースマネジメントを実践しているところもあるが、全国的な取組状況は十分に共有されていないため、今後、この取組が全国的に広がるよう、先進的な取組を進めている自治体の好事例を収集・分析した取組事例集を作成。



個別訪問の様子
(鳥取県：平成28年鳥取県中部地震)



関係者による情報共有会議
(大町町：令和3年8月の大雨)

取組事例集の目次

1. はじめに
2. 災害ケースマネジメントの取組状況
 - アンケート調査概要
 - 都道府県調査結果
 - 市区町村調査結果
3. 災害ケースマネジメントに関する取組事例
 - 総論
 - ・ 災害ケースマネジメントに取り組んだ経緯・背景、取組概要
 - ・ 災害ケースマネジメントを実施したことによる効果
 - ・ 災害ケースマネジメントを実施してみたの反省点・改善点
 - ・ 今後の展望
 - 各論
 - ・ 災害ケースマネジメントの実施体制
 - ・ 災害ケースマネジメントの支援対象者・把握方法、支援の実施方法
 - ・ 災害フェーズ・時系列ごとの取組内容
 - ・ 災害ケースマネジメントの実施に当たっての関係者での情報共有方法
 - ・ 被災者台帳等の活用・共有の状況
 - ・ 個別ケースの事例
 - ・ 災害ケースマネジメントの実施に当たって活用したツール
4. おわりに
 - 取組状況等の調査を踏まえた課題
 - 今後の取組の方向性
 - 謝辞

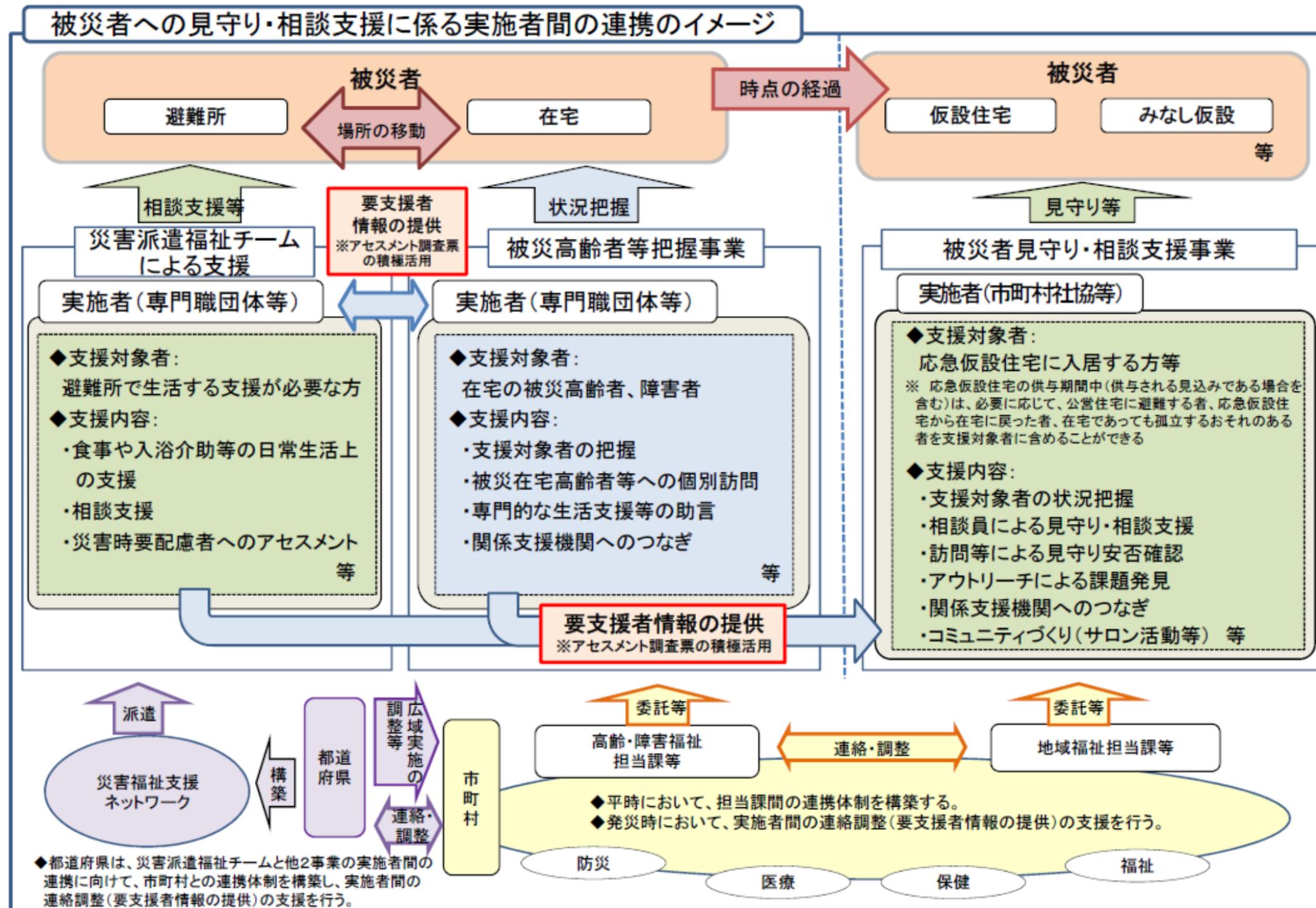
紹介事例の概要

※原則、発災順に掲載

仙台市（宮城県）	東日本大震災（2011年3月11日）
東日本大震災での被害を踏まえ、市が「被災者生活再建推進プログラム」を策定し、応急仮設住宅への個別訪問による見守り支援等を実施して生活再建を進めた、 我が国における先駆的な事例。	
盛岡市（岩手県）	東日本大震災（2011年3月11日）
東日本大震災による津波被害が大きかった沿岸部等から盛岡市に避難してきた 広域避難者を対象 として、専門の支援拠点を設け、相談窓口の設置や個別訪問等を行った事例。	
岩泉町（岩手県）	平成28年台風第10号（2016年8月30日）
民間団体が中心 となって設置した被災者の相談窓口を、町の事業として位置付けて定期的な事業とするとともに、応急仮設住宅の入居者への個別訪問を行うなど、 官民が連携して体制を構築 し支援を行った事例。	
鳥取県	平成28年鳥取県中部地震（2016年10月21日）
発災後1年半が経過しても、家屋修繕が進まない世帯が一定程度残っていたことなどを踏まえ、 県の条例に関連規定を創設 し、専門の支援チームを設けるなど、県主導により市町や社会福祉協議会と連携して、個別訪問や相談支援等を行った事例。	
倉敷市真備地区（岡山県）	平成30年7月豪雨（2018年7月7日）
倉敷市真備支え合いセンター （運営：市社会福祉協議会）を設置し、岡山県くらし復興サポートセンター（県の後方支援組織）とも連携しながら、倉敷市外へ避難・転居した世帯も含めて個別訪問や見守り相談支援等を行った事例。	
大洲市（愛媛県）	平成30年7月豪雨（2018年7月7日）
県主導により、市に地域支え合いセンター （運営：市社会福祉協議会）が設置され、当該センターによる個別訪問や相談支援等を行ったほか、県の地域支え合いセンターを含めた多様な支援関係者が参画する連携会議等を通じて情報共有や連携が図られた事例。	
厚真町（北海道）	平成30年北海道胆振東部地震（2018年9月6日）
生活支援相談員 （町社会福祉協議会）を中心として全戸訪問を実施するとともに、被災者の支援ニーズにあわせて、 町独自で住まいの再建に係る支援制度等を創設 して支援を行った事例。	
大町町（佐賀県）	令和3年8月の大雨（2021年8月14日）
2年前の水害を契機 に、関係者による連携会議をはじめとした被災者支援の体制が構築されていたことを踏まえ、 早期の段階から、町の専門部署（地域おこし協力隊員を活用） を中心として、NPO等とも連携しながら、個別訪問や見守り相談等を行った事例。	

被災者への見守り・相談支援に係る事業間の連携について（令和2年12月7日：社援地発1207第1号等）

- 被災者への見守り・相談支援等については、避難生活を送る場所や時点に応じて、以下の事業が実施されているところ。
 - ・ 災害派遣福祉チーム（DWAT）による避難所で生活する支援が必要な方の入浴介助等の日常生活上の支援や、災害時要配慮者が抱える課題を解決するための相談支援等
 - ・ 「被災高齢者等把握事業」による在宅で生活する高齢者、障害者へのケアマネジャー等の専門職による生活支援の助言等
 - ・ 「被災者見守り・相談支援事業」による応急仮設住宅に入居する方等への見守りや相談支援等
- 被災者の状況に応じて切れ目のない支援を実施するに当たっては、支援に関する情報共有など、各事業が十分な連携の下で実施されることが重要であることから、その留意事項について自治体へ通知が発出された。



社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業の創設（令和3年4月1日施行）

○ 令和3年4月、社会福祉法等の改正により、重層的支援体制整備事業（※）を創設されたところ。

※重層的支援体制整備事業：

社会福祉法第106条の4第2項各号に掲げる事業、介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援法、生活困窮者自立支援法等に基づく事業を一体として実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制、地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業であり、包括的相談支援事業（第106条の4第2項第1号）等を実施することが可能。

○ また、重層的支援体制整備事業等の適切かつ有効な実施を図るため、「市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」が以下のとおり改正され、「災害対応や感染症対策等の状況への対応」等が盛り込まれたところ。

社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針の一部を改正する告示（令和3年3月29日：厚生労働省告示第108号）（抄）

第五 重層的支援体制整備事業の実施に関する事項

一 重層的支援体制整備事業

3 重層的支援体制整備事業全体の効果

重層的支援体制整備事業の下、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の三つの支援を一体的に実施し、包括的な支援体制を整備することの主たる効果として、次に掲げるものが考えられる。市町村において、重層的支援体制整備事業による支援体制を整備する際には、これらの効果が適切に現れるよう、当該三つの支援の緊密な連携を確保する必要がある。

イ～二（略）

ホ 災害や感染症の流行等の緊急事態の発生時における支援体制の充実を図ることができるとともに、地域から孤立する傾向にある被災者の地域とのつながりを取り戻し、生活を再建すること。

へ・ト（略）

二～四（略）

五 人材及び資質の確保について

（略）

また、属性を問わない相談支援については、本人やその世帯が抱える地域生活課題を解きほぐすアセスメント、さらに市町村全体の支援関係機関の連携体制による支援を行うための調整等に関するノウハウが求められる。また、自ら相談することができない者も想定したアウトリーチの手法や、配偶者等からの暴力や性暴力、児童虐待の被害者、大規模災害に見舞われ心に大きな傷を受けた被災者等回復に時間がかかる状態も想定し、継続的に関わり、つながり続ける支援を行う力も求められる。

（略）

第七 災害対応や感染症対策等の状況への対応

都道府県や市町村においては、近年の災害の発生状況や感染症の流行等の緊急事態にも対応する支援体制を構築していく必要がある。

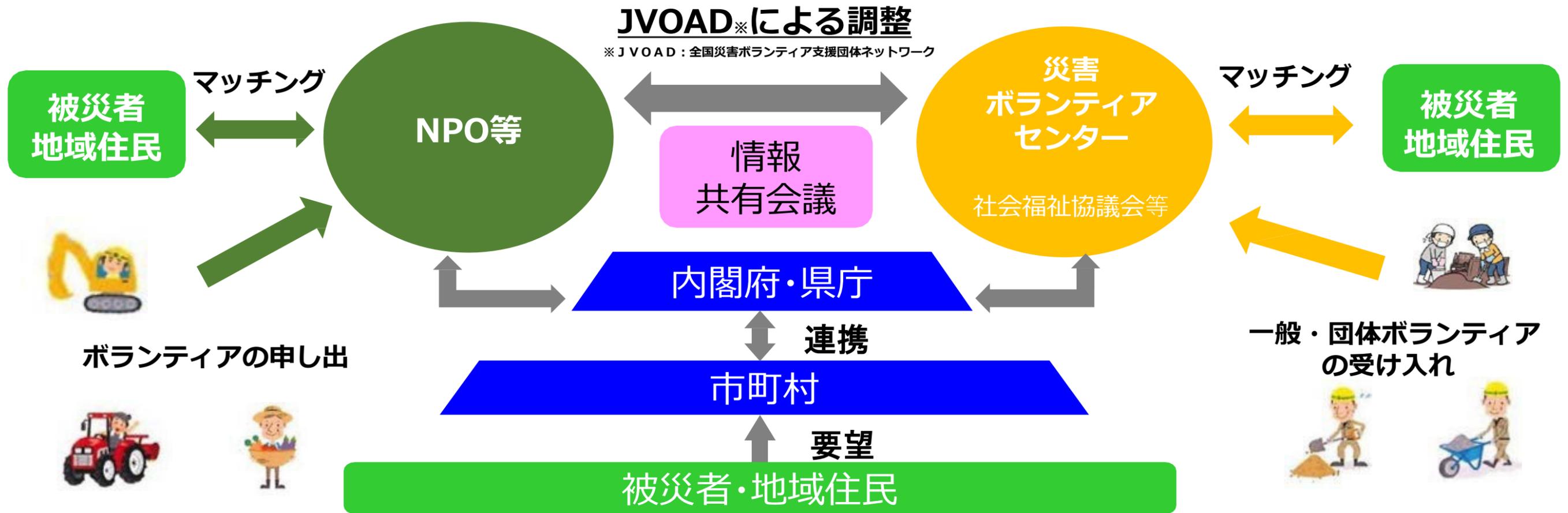
重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制は、災害や感染症等の影響によって発生する多様な支援ニーズに対しても有効であり、分野横断の支援関係機関によるネットワークの中で、柔軟な対応が可能となるよう整備が必要である。具体的な取組方策としては、次に掲げるものが考えられる。

一 重層的支援体制整備事業その他地域生活課題に資する包括的な支援体制による都道府県、管内市町村、支援関係機関等が連携した災害や感染症その他緊急事態の発生時の支援体制を予め議論し、構築を進めること。この際、都道府県による広域の支援や近隣市町村の連携による応援体制の構築等自治体間の連携も十分図ること。

二 支援関係機関や関係部局が連携して、災害や感染症その他緊急事態の発生時に必要な物資について、備蓄・調達・輸送体制を予め議論し、その結果を踏まえ当該体制の整備を行うこと。

三 支援関係機関等と連携し、防災や感染症対策等についての周知啓発、研修、訓練を実施すること。なお、平時からICTを活用した会議の実施等による業務のオンライン化の推進も緊急事態発生時の体制構築に資するものであること。

行政・社会福祉協議会・NPO等による連携の姿



令和3年の災害時の情報共有会議について

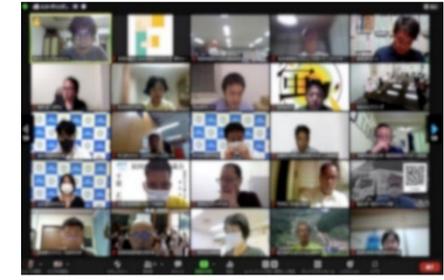
(1) 全国レベルでの情報共有会議を開催

東京において、内閣府、JVOAD、全国社会福祉協議会、中央共同募金会、厚生労働省、環境省が出席する会議を開催。

(2) 各県(3県)にて情報共有会議を開催

静岡県	<ul style="list-style-type: none"> ○「静岡県ボランティア本部・情報センター情報共有会議」(7/3,4,7) ○「連絡調整会議」(7/5,6,7,8,12,13,14,15,16,19,21,26、8/2,10,17,23,30) ○「ふじのくに災害支援者会議」(7/9) ○「伊豆山地区支援団体情報交換会」(7/18、8/2,5,12,19,25、9/3,9)
福岡県	○「福岡県における大雨災害に関する情報共有会議」
佐賀県	○「葉隠会議」(8/15,16,17,18,19,20,21,25,28、9/1,4,8,11,18,25、10/2,9,23、11/12、12/18)

(3) 情報共有会議の実施風景(左:静岡県、右:福岡県)



＜参考＞全国のボランティア・NPO等の活動状況

	令和3年7月1日からの大雨	令和3年8月の大雨
災害ボランティアセンターの開設数	8市町	11市町
ボランティアの活動人数	8,340人	4,711人
NPO等の活動団体数	51団体	181団体

房総半島台風

- 千葉県では暴風等により住宅の屋根被害が発生し、技術を有するNPO等によりブルーシート設置による応急対応が行われた。今後、同様の被害が生じた場合に備え、対応策事例を都道府県・政令市に紹介

- 被災住宅への応急対応（ブルーシート設置）や修理を円滑に進めるための、対策例を都道府県・政令市へご紹介



<千葉県の事例>



<国交省の事例>

- ブルーシート設置の講習会を実施できるNPO団体を都道府県・政令市にご紹介

【ブルーシート設置の講習会を実施出来るNPO団体】 *各団体の詳細情報については別紙ご参照下さい。

団体名	代表者	団体の本拠地	講習会の経験*
①災害ボランティア愛・知・人	赤池 博美	愛知県春日井市	木更津市
②関東風組	小林 直樹	千葉県松戸市	鉾南町
③コミサポひろしま	小玉 幸浩	広島県呉市	鉾南町
④災害救援レスキューアシスト	中島 武	大阪府	鴨川市
⑤DEF-災害エキスパートファーム	鈴木 穂	-	鉾南町
⑥Big Up 大阪	松本 佑樹	大阪府	南房総市



自衛隊向け講習会



民間団体向け講習会

東日本台風

- 災害ボランティアセンターを通じた約19.7万人のボランティア及び約450の支援団体が活動を実施



床下の泥の撤去
(宮城県丸森町)



りんご農園の泥の撤去
(長野県長野市)

One NAGANO: 官民連携の好事例

- 千曲川が破堤した長野市では、市民、ボランティア、NPO団体等、国、県、市の行政、自衛隊が協働し、泥や災害廃棄物を被災地区から撤去する **One Nagano (ワンナガノ)** と呼ばれるオペレーションを実施。
- 官民の被災者支援活動の連携における顕著な好事例。



市民、ボランティアが集積地に運搬



自衛隊が地区外に運搬

災害ボランティア活動の例②（NPOの協力による避難所環境向上）

- 関東・東北豪雨（平成27年）では、避難所運営に長けたNPOの助言に基づき、常総市の避難所において高齢者等の福祉避難スペースの居住性が大幅に向上。
- 熊本地震（平成28年）では、熊本県関係部局、熊本市、NPOが協働して、避難所の環境改善を目的とした「避難所アセスメント」を実施し、その結果に基づき生活環境を向上させた。

関東・東北豪雨

- 常総市の避難所において、避難所運営に長けたNPOの助言に基づき、民間企業から提供を受けた段ボール等を用いて、高齢者等の多い福祉避難スペースに段ボールベッドを導入。
- 床からの冷気やほこりの巻き上げが防止され、居住性の大幅な改善が図られた。



出典：水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ報告（平成28年3月）

熊本地震

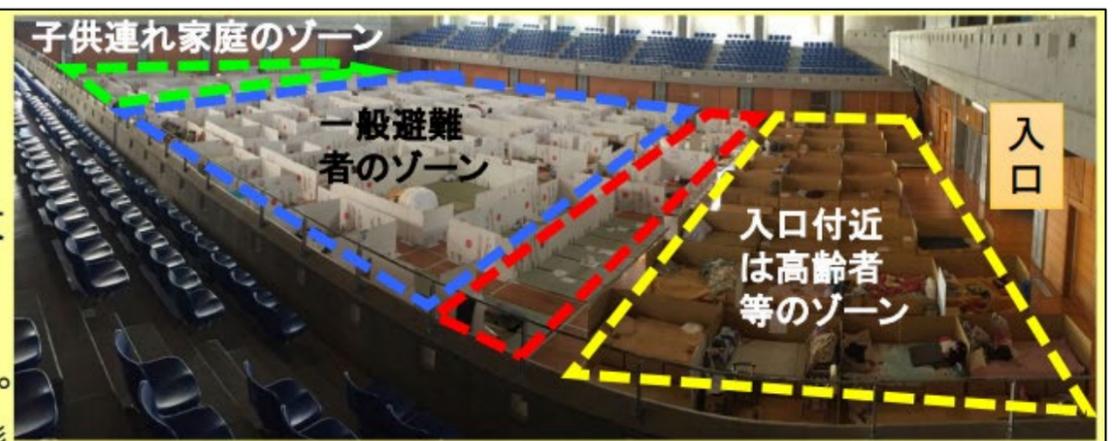
- NPO等が調査した避難所の様子は、政府現地対策本部および熊本県に報告され、結果を受けて、行政・NPO・ボランティア等が避難所の生活環境の向上を図った。
- これにより、高齢者・子連れ家庭に配慮した避難所の居住スペースの調整が行われるなど、避難所の生活環境改善につながった。



NPOが協力した 避難所の空間整序の例

JAR(難民支援協会)等が宇城市と連携し、宇城市松橋総合体育文化センターにおいて、避難者が主体的に避難所運営に関わるように巻き込みつつ、空間を整序した。

5月11日(水)撮影



出典：内閣府「特集 平成28年熊本地震におけるNPO等の活動について」、NPOくまもと資料

防災基本計画改正（平成28年5月）

第2編第2章第6節(2)避難所の運営管理等 「市町村は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、…避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努める（後略）。」

災害ボランティア活動の例③（民間企業の強みを活かした支援活動）

- トヨタ自動車では、全国での災害の頻発と被災者の避難形態の多様化を踏まえ、これまで本業で培ったノウハウやリソースを最大限に生かした支援のあり方を検討し、2016年より「トヨタ災害復旧支援（TDRS*）」の取組を開始。
- 社員が個人ボランティアとして活動するだけでなく、企業ならではの組織力を活かした災害ボランティアセンターの運営支援や、モビリティカンパニーの強みを活かした支援を実施。

* Toyota Disaster Recovery Support

1. 災害ボランティアセンター（VC）の運営支援

- 災害VCでは、ボランティアとニーズをマッチングさせるコーディネーターの働きが当日手配できる作業数を左右することから、スキルを持った社員を、災害発生時に継続的に派遣。

- ➡ 豊田市社会福祉協議会の災害ボランティアコーディネーター養成講座を社員が受講。年間50名程度が受講し、現時点で約160名（うち女性約30名）が受講済み。
- 豊田市等との間で災害時における支援協定を締結。



活動実績

2018年度	平成30年7月豪雨（西日本豪雨）	岡山県倉敷市	延べ34名	45日間
2019年度	台風15号	千葉県富津市	延べ16名	30日間
		千葉県君津市	延べ3名	2日間
	台風19号	長野県長野市	延べ34名	45日間
2020年度	令和2年7月豪雨	熊本県人吉市	12名	32日間

2. モビリティ支援、車中泊避難の支援

- モビリティカンパニーの強みを活かして、自治体や社協への社有車等の提供を行うほか、車中泊避難におけるエコノミークラス症候群予防などの注意喚起のため、お役立ち冊子・動画の作成などにて啓発活動を実施

https://www.toyota.co.jp/jpn/sustainability/social_contribution/volunteer/disaster/support/

Source: トヨタ自動車提供資料



避難生活支援の担い手育成に向けた地域人材の発掘とスキルアップ支援

- 内閣府では、災害の頻発化、避難の長期化の中、意欲のある地域のボランティア人材に、避難生活環境向上のためのスキルを身につけてもらうためのモデル研修を令和4年度から開始予定。
- こうした人材が地域で活動できる仕組みづくりを通じて、担い手の拡大と「災害関連死・ゼロ」の実現を目指す。
(避難生活支援・防災人材育成エコシステムの構築)

「災害関連死・ゼロ」を目指して

災害の頻発化、超高齢社会到来に伴い、良好な避難生活環境の確保が急務
(参考) 熊本地震(H28)：避難所解消まで約7ヶ月、災害関連死が全体の約8割

避難所運営は、地縁組織やボランティアの協力を得て、自主的運営へ移行するのが望ましい

避難所は一時的な「生活の場」。避難の長期化に伴うさまざまな課題への対処には、専門のスキルが必要

意欲のある地域の人材に体系的なスキルアップの機会を提供

避難生活支援リーダー/サポーターとは

* 防災教育・周知啓発WG (災害ボランティアチーム) 提言 (令和3年5月)

- ・ 避難生活を支援する3つの人材モデル (有識者会議提言*) の一つ
- ・ 災害時に避難所に入って支援。全国各地での人材層の拡大が急務

研修プログラム・受講者

- ・ 知識だけでなく、対人対応・コミュニケーション力が必要

プログラム	時間	内容 (作成中のもの)
① オンデマンド講義	5~10コマ	避難所の課題、体系的知識、被災者の置かれる状況の理解、専門性、行政との連携体制 等
② ワークショップ	1回	コミュニケーション・ファシリテーション 等
③ 避難所設営演習	1日	避難所レイアウトの実践、感染症対策 等
④ 住民参加型演習	半日~1日	トイレ等の各種役割、伴走支援、運営者会議の開催、外部支援者の受入れ 等

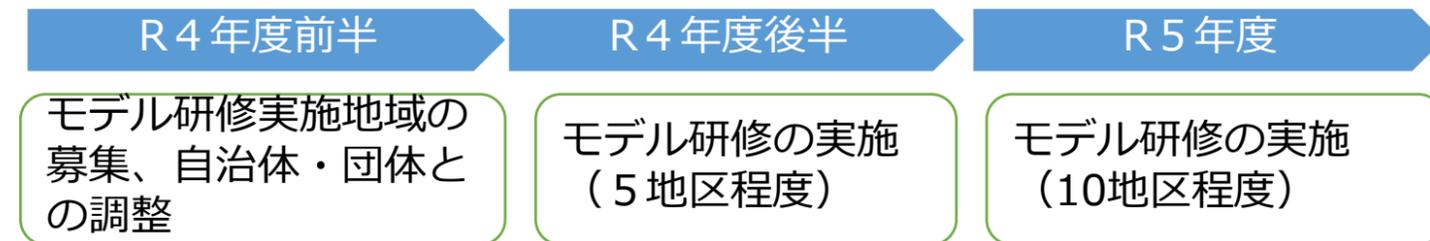
- ・ 女性、若者、子育て支援者など、幅広い層の参加に期待 (左図)

人材が活躍できる仕組みづくり

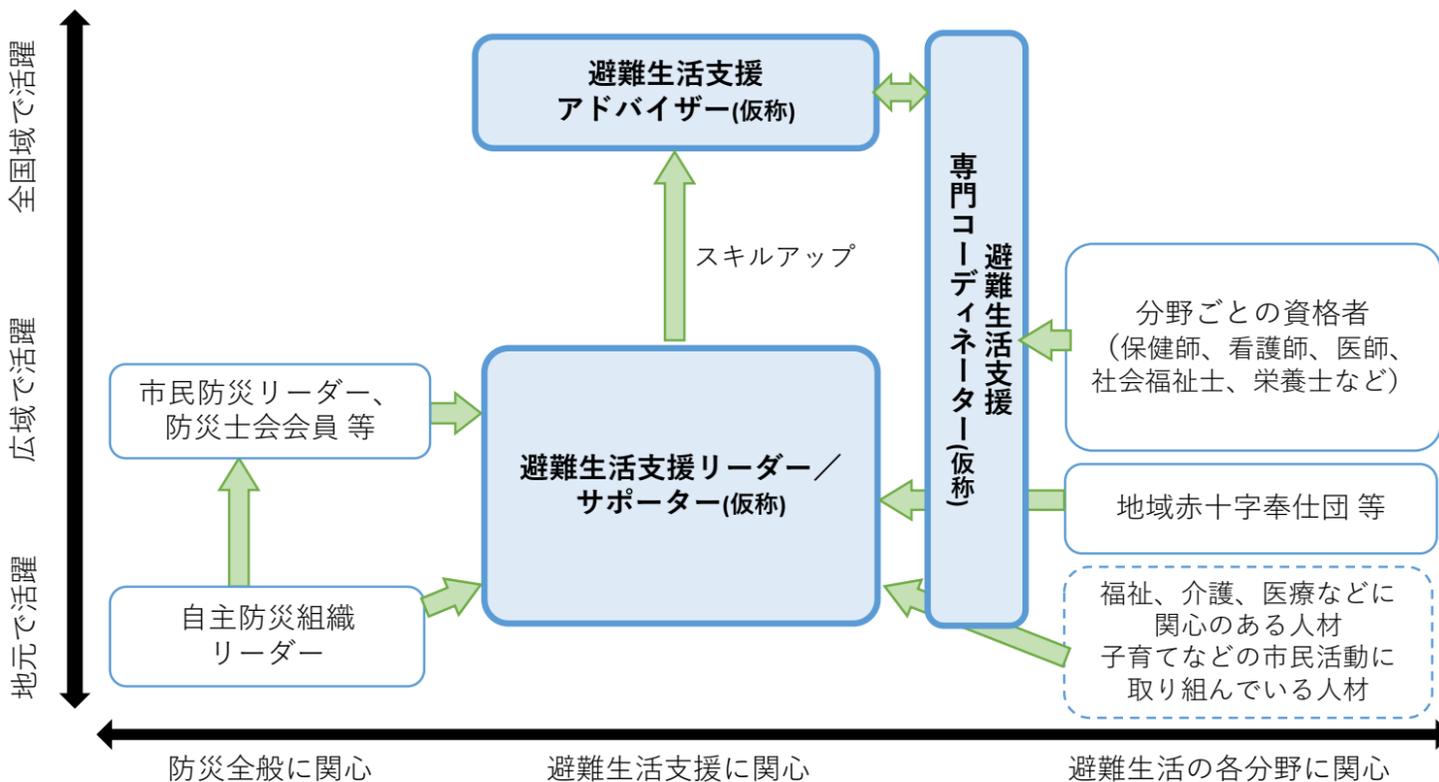
研修終了者は、地元自治体の名簿に名前を登録。平時から避難所運営訓練に参加するなどして、顔の見える関係を構築

大規模災害時には、継続的・連続的な支援が必要。日赤支社、防災士の団体、地元大学・企業などの団体の役割に期待

今後のスケジュール



- ・ フォローアップ策の検討 (人材との平時からの連携、マッチング等)
- ・ 避難生活支援アドバイザー、自治体職員向けなどの研修の検討



「被災者支援に関する官民連携検討会」について

- 近年の被災地では、被災者支援に関して専門能力を有するNPO・NGO等の民間ボランティア団体が活躍。
- このような民間団体の活動概要について実態を把握するとともに、行政との間でその専門能力・知見経験・役割を共有し、連携の促進に向けた課題を整理するため、令和3年10月に検討会を立ち上げ。

検討状況

- ・ 令和3年度中に検討会を3回開催（10月～3月）し、10団体よりヒアリング・意見交換を実施。
- ・ ヒアリングのテーマは、「救助・災害医療」、「要配慮者支援」、「重機を用いた活動」、「家屋保全」、「ネットワーク団体の活動」。
- ・ 民間団体による被災者支援の強み・弱みや官民連携の方向性について、「これまでの論点整理」としてとりまとめ（令和4年4月）。

官民連携促進の方向性（これまでの論点整理）

- ・ 民間団体の活動実績や能力を客観的に評価することは難しいことから、優良な連携事例の情報共有、国レベル・県レベルでの平時からの「顔の見える」関係づくり
- ・ 平時の活動資金確保のための研修会講師等の活動機会の確保、クラウドファンディングなど民間資金支援の仕組みに関する普及啓発
- ・ 支援のモレ・ムラをなくすための、行政・社協・民間団体による「三者連携」のさらなる強化、民間団体の活動調整を担う中間支援組織の育成

行政と比べた民間団体の「強み」と「弱み」（これまでの論点整理）

強み

専門性の高さ

豊富な被災者支援経験を通じて、被災経験の少ない行政職員より的確に状況把握し、支援や助言が可能。

柔軟性

公平性の縛りを受けることなく、個々の団体のキャパシティ内で活動することが可能。

機動力

突発的事象への対応に意思決定に時間のかかる行政機関と比して、比較的迅速に意思決定が可能。

「すき間」を埋める支援

個々の支援ニーズにきめ細かく応えることが可能。また、災害ボランティアセンターが対応しにくい、危険箇所作業や生業支援等も実施可能。

弱み

認知度・信頼性の低さ

支援を受けた被災地以外では、行政や住民等に認知・信頼されていない。このことが、受入れの遅れや、活動内容の限定につながる。

均一で公平な支援の難しさ

一つの団体だけで均一で公平な支援を行うのは難しい。また、広域災害発生時などに最も支援ニーズの高い地域を見極めるのは難しい。

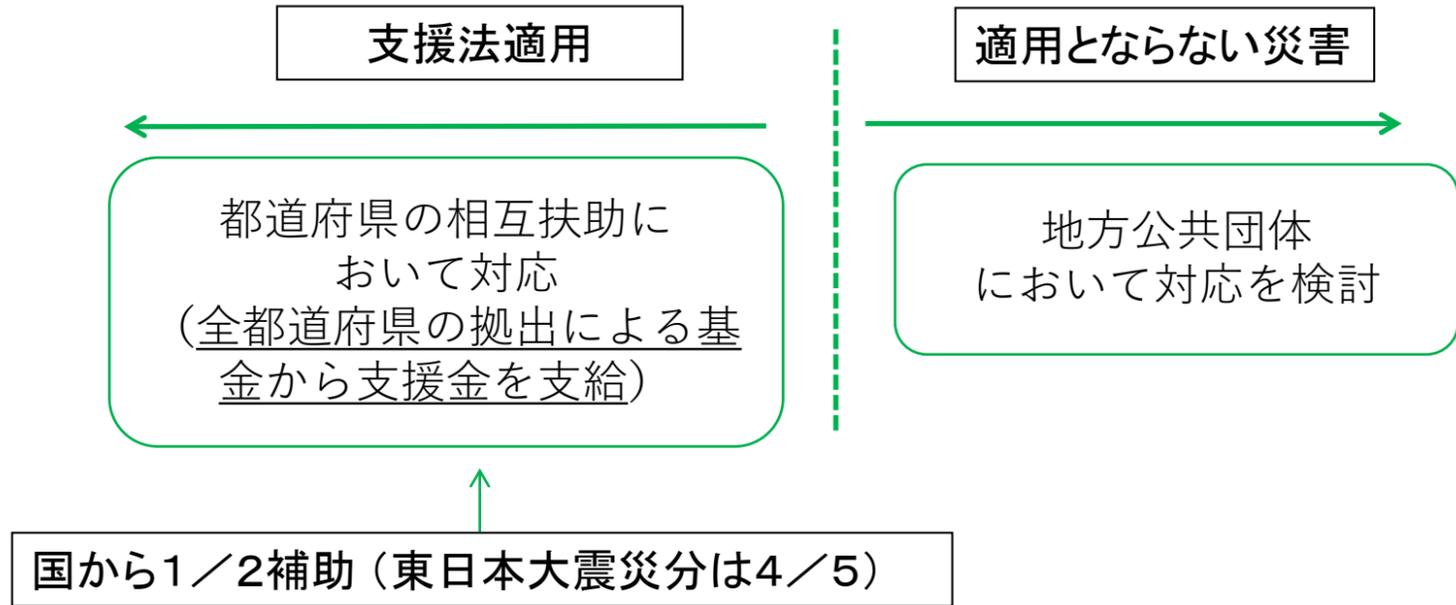
活動資源の少なさ

多数の職員や国際ネットワークを有する団体もある一方、職員数が限られる団体も多い。活動資金にも制限があり、特に平時の活動資金の確保は難しい。

被災者生活再建支援制度の概要

1. 制度の趣旨

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。



2. 制度の対象となる自然災害

10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等

3. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯 (大規模半壊世帯)
- ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯 (中規模半壊世帯)

4. 支援金の支給額

(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

	基礎支援金	加算支援金		計
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		
①全壊 (損害割合50%以上)	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
②解体	100万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円
③長期避難	100万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円
④大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円
⑤中規模半壊 (損害割合30%台)	-	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円

↓ R 2 臨時国会で対象に追加 (R 2.7 月豪雨も対象に含む。)

5. 支援金の支給申請

(申請窓口) 市町村
 (申請時の添付書面) 基礎支援金: 罹災証明書、住民票 等
 加算支援金: 契約書(住宅の購入、賃借等) 等

(申請期間) 基礎支援金: 災害発生日から13月以内
 加算支援金: 災害発生日から37月以内

災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金の概要

※「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年9月18日法律第82号）

災害弔慰金		災害障害見舞金	災害援護資金 ※赤字は、東日本大震災に係る特例(特例に係る貸付けは、令和5年3月31日まで)	
実施主体	市町村（特別区を含む）		実施主体	<input type="radio"/> 市町村 <input checked="" type="radio"/> 東日本大震災で災害救助法の適用があった都県内の市町村 （令和4年4月以降は、岩手県、宮城県及び福島県）
対象災害	自然災害		対象災害	<input type="radio"/> 都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある自然災害 <input checked="" type="radio"/> 東日本大震災（平成23年3月11日発生） ※ 長野県北部で発生した地震（平成23年3月12日発生）を含む
	<ul style="list-style-type: none"> 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 都道府県内において災害救助法第2条第1項が適用された市町村が1以上ある場合の災害 災害救助法第2条第1項が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害 			
受給遺族	ア. 配偶者、子、父母、孫、祖父母 イ. 死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹 （死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）		受給者	<input type="radio"/> 対象災害により、負傷又は住居、家財に被害を受けた者
受給者		自然災害により重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者	貸付限度額	<input type="radio"/> 350万円 ① 世帯主の1カ月以上の負傷 150万円 ② 家財の1/3以上の損害 150万円 ③ 住居の半壊 170万円（250） ④ 住居の全壊 250万円（350） ⑤ 住居の全体が滅失若しくは流出 350万円 350万円 （注）被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるえない場合等特別の事情がある場合は（ ）内の額 （注）家財には自動車を含む
支給額	ア. 生計維持者が死亡した場合 500万円 イ. その他の者が死亡した場合 250万円	ア. 生計維持者 250万円 イ. その他の者 125万円	所得制限	世帯人員当たりの市町村民税における前年（※）の総所得金額 ※ 平成21年の所得（平成23年の所得が平成21年の所得を下回る場合は平成23年の所得） <input type="radio"/> 1人（220万円） <input type="radio"/> 2人（430万円） <input type="radio"/> 3人（620万円） <input type="radio"/> 4人（730万円） <input type="radio"/> 5人以上（1人増すごとに730万円に30万円を加えた金額）
費用負担	国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4		利率	<input type="radio"/> 年 3%以内で条例で定める率（据置期間中は無利子） <input checked="" type="radio"/> 年 0%（保証人を立てる場合） <input checked="" type="radio"/> 年 1.5%（保証人を立てない場合）（据置期間中は無利子）
			据置期間	<input type="radio"/> 3年（特別の場合5年） <input checked="" type="radio"/> 6年（特別の場合8年）
			償還期間	<input type="radio"/> 10年（据置期間を含む） <input checked="" type="radio"/> 13年（据置期間を含む）
			償還方法	<input type="radio"/> 年賦、半年賦又は月賦
			貸付原資負担	<input type="radio"/> 国 2/3 都道府県・指定都市 1/3

災害復興住宅融資の概要（住宅金融支援機構）

災害で被災した住宅の早期の復興を支援するため、災害により滅失・損傷した家屋の復旧に対し、低利な資金を供給する。

建設・購入

1. 主な要件

- 全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の「り災証明書」を交付されている方

2. 融資の内容

(1) 融資限度額

建設(土地取得資金なし)	2,700万円/戸
建設(土地取得資金あり) 購入	3,700万円/戸

- (2) 金利 0.86%(全期間固定)
※令和4年5月1日現在の金利(申込み時の金利が適用)
※新機構団信に加入する場合の金利

- (3) 償還期間 35年以内(完済時年齢の上限は80歳)
※3年以内の元金据置期間を設定可(償還期間外)

- (4) 申込期間 原則り災日から2年以内
※次の①又は②に当てはまる場合は、それぞれに記載する日のいずれか遅い日まで。
①被災者生活再建支援法第3条の規定が適用される災害の場合
→被災者生活再建支援金(加算支援金)の申請期間の最終日の属する月の末日
②災害救助法第4条の規定が適用される災害の場合
→応急仮設住宅の供与期間の最終日の属する月の末日

補修

1. 主な要件

- 「り災証明書」を交付されている方

2. 融資の内容

(1) 融資限度額

1,200万円/戸

- (2) 金利 0.86%(全期間固定)
※令和4年5月1日現在の金利(申込み時の金利が適用)
※新機構団信に加入する場合の金利

- (3) 償還期間 20年以内(完済時年齢の上限は80歳)
※1年以内の元金据置期間を設定可(償還期間外)

- (4) 申込期間 原則り災日から2年以内
※次の①又は②に当てはまる場合は、それぞれに記載する日のいずれか遅い日まで。
①被災者生活再建支援法第3条の規定が適用される災害の場合
→被災者生活再建支援金(加算支援金)の申請期間の最終日の属する月の末日
②災害救助法第4条の規定が適用される災害の場合
→応急仮設住宅の供与期間の最終日の属する月の末日

災害公営住宅の供給に係る制度・予算措置の概要

		一般の公営住宅	災害公営住宅（一般災害）	災害公営住宅（激甚災害）	
根拠となる法律		公営住宅法	公営住宅法	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（激甚法）	
指定要件			※①または② ①被災地全域で500戸以上の住宅が滅失した災害 ②市町村の区域内で200戸以上又は全住宅の1割以上が滅失した災害	被災地全域で概ね4,000戸以上の住宅が滅失した災害等 （100戸以上又は全住宅の1割以上が滅失した市町村の被災者向けに整備する場合に適用）	
入居対象	入居者資格	収入分位50%を限度に地方公共団体が条例で定める収入以下の者	収入分位50%を限度に地方公共団体が条例で定める収入以下の者	災害発生の日から3年間は、当該災害により滅失した住宅に居住していた者について収入要件なし（※1）	
	入居者制限 （補助の特例適用時）		災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者	災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者	
整備戸数の上限			滅失戸数の3割	滅失戸数の5割	
補助率	整備	建設・買取	国：概ね1/2 地方：概ね1/2	国：2/3 地方：1/3	国：3/4 地方：1/4
		借上 （共同施設整備費のみ対象）	国：2/3×1/2 地方：2/3×1/2 民間：1/3	国：2/5 地方：2/5 民間：1/5	国：2/5 地方：2/5 民間：1/5
	家賃低廉化	20年間 概ね1/2	20年間 2/3	当初5年間 3/4 6～20年目 2/3	
地方財政措置		地方債（充当率100%）	地方債（充当率100%）	地方債（充当率100%）	

※1 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に該当する地域（次の①～③のいずれか）に限る。

- ①当該都道府県・隣接都道府県で住宅が4,000戸以上滅失かつ当該市町村で100戸以上又は1割以上滅失、
- ②当該都道府県・隣接都道府県で住宅が2,000戸以上滅失かつ当該市町村で200戸以上滅失、
- ③当該都道府県・隣接都道府県で住宅が1,200戸以上滅失かつ当該市町村で400戸以上又は2割以上滅失）。

熊本地震において適用を受ける市町村は※1に同じ。

地震・水害に備えて 保険・共済に加入しよう

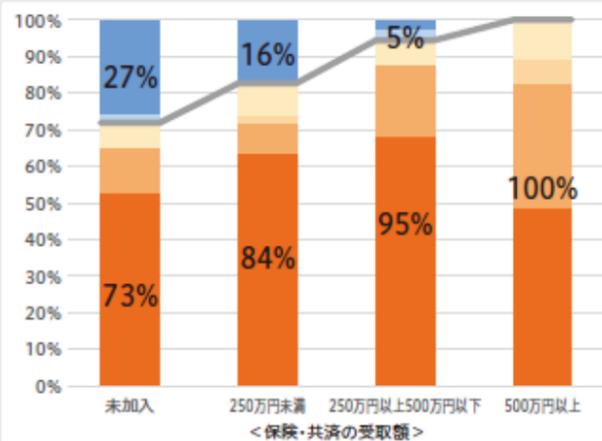
風水害・土砂災害や地震などの災害に対しては、保険や共済に加入するという事前の備えが重要です。既に加入している方も補償対象・内容が十分に見直してみましよう。



最近の主な災害

平成30年	4月9日	平成30年島根県西部地震	令和元年	9月8日～10月12日	令和元年台風第15号及び台風第19号
	6月18日	平成30年大阪府北部を震源とする地震	令和2年	7月4日～7月13日	令和2年7月豪雨
	7月5日～7月8日	平成30年7月豪雨	令和3年	2月13日	令和3年福島県沖を震源とする地震
	9月6日	平成30年北海道胆振東部地震		7月1日～7月3日	令和3年7月1日からの大雨
令和元年	8月28日	令和元年8月の前線に伴う大雨		8月11日～8月14日	令和3年8月11日からの大雨

保険・共済に加入していることで速やかな生活再建に繋がります。



- その他(自由記載で住宅再建が進んでいないなど)
- 自宅を修理する業者が見つからない
- 別の住宅に移り住んだ(予定含む)
- 自宅を修理する業者は見つかったが工事は開始していない
- 自宅を修理中
- 概ね自宅の修理が完了

令和元年東日本台風による水害で被災した自治体において、全国知事会の協力を得て内閣府で実施したアンケート調査結果等に基づき集計(n=250)

速やかな生活再建には、保険・共済に加入する等の取り組みが大切です。



協力：金融庁、財務省、全国知事会、(一社)日本損害保険協会

ご加入されている保険・共済の補償内容をご確認ください

保険・共済に加入することで、災害による、大切な住宅や家財への被害に備えることができます。これらの保険・共済には火災保険(共済)に上乗せで付帯するタイプのものや、基本的な補償に含まれるタイプのものなどがあり、補償の対象や内容は様々です。ご自宅の災害リスクをしっかりと確認して、必要な補償を確保しましょう。

想定される災害リスク一覧



補償される範囲は、どの保険・共済に加入するかによって異なります

(詳しくは、各保険会社・共済団体に確認しましょう)

※共済については、原則、出資金を納めて組合員となることが利用の前条件となるので、個々の共済団体に確認ください。

例えば、一般的な火災保険では、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害は補償されませんので、それらに備えるためには「地震保険」を付帯する必要があります。また、ご加入の火災保険に「水災補償」が含まれていない場合もあるため、補償される範囲をご確認ください。



地震から家を守るために！

出典：日本損害保険協会HP

地震で住宅が被災すると、再建費用は大きなものとなり、行政の支援金などだけでは不足する場合があります！

備えて安心地震保険の話

住宅等の被災の備えとして「地震保険」が有効です。火災保険では地震による被災は補償されませんので、備えの一つとして「地震保険」をご検討ください。



日本損害保険協会作成チラシへ

生活を守る！防災・減災情報(地震)

住宅の耐震診断や家具の転倒防止など、今できることから備えましょう！



日本損害保険協会作成チラシへ